

大会企画

2021年11月21日(日) 9:10～11:10 A会場 (4号館1階白鳥ホール)

大会企画5

今求められる医療情報教育

オーガナイザー：渡邊 直（医療情報システム開発センター）

座長：澤 智博（帝京大学医療情報システム研究センター）、渡邊 直（医療情報システム開発センター）

[4-A-1-03] 診療情報のコンテンツについての教育

*宇宿 功市郎^{1,2}、西屋 克己³ (1. 熊本大学病院 医療情報経営企画部、2. 熊本大学大学院 医学教育部 医療情報医学講座、3. 関西医科大学医学教育センター)

キーワード：CBT/OSCE、accreditation of medical field education、clinical practice

診療参加型臨床実習での診療録記載は、電子カルテに直接入力をする大学、閲覧のみの大学、学生利用は行っていない大学など各校の事情において取り組んでいる。医学科学生の医行為は共用試験CBT・OSCEにおいて学生の能力を確認、臨床実習に進むことで許容されている。ただ、医学科学生に電子カルテの入力許可している大学でも、何をどのように記載するかの教育がなされずに電子カルテを操作、診療録を記載する事は問題があるとの指摘もある。そのため診療録の記載においては、一般的に重要とされる内容を教育、医学的に的確に記載することが行えるように指導することが必要である。医学教育分野では、国際基準をふまえた医学教育分野別評価が一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)により行われており、「世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード2015年版」準拠の「医学教育分野別評価基準日本版Ver. 2. 33(2020.11.2)」で評価されている。6.教育資源、6.3 情報通信技術では、基本的水準に、適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定し履行すること

(B6.3.1)、インターネットやその他電子媒体へアクセスを確保(B6.3.2) すること、質的向上のための水準に、教員および学生が「自己学習(Q6.3.1)・情報の入手(Q6.3.2)・患者管理(Q6.3.3)・保健医療提供システムにおける業務(Q6.3.4)」の事項についての既存のICTや新しく改良されたICTを使えるようにすること、担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである(Q6.3.5) ことが記載され、医学部に必ず実現、もしくは取り組むべきことを求めている。診療参加型臨床実習の際の医学教育担当教職員と、医療情報担当教職員間で共通認識とすべきことをまとめることが出来ればと考えている。

診療情報のコンテンツについての教育

－ 医学教育改革の流れと共用試験 CBT/OSCE 公的化への対応 －

宇宿 功市郎^{*1}、西屋 克己^{*2}

^{*1} 熊本大学病院医療情報経営企画部、^{*1} 熊本大学大学院医学教育部医療情報医学講座、

^{*2} 関西医科大学医学教育センター

Education about medical information content

- Flow of Medical Education Reform and Response to Publicization of CBT / OSCE -

Koichiro Usuku^{*1*2}, Katsumi Nishiya^{*3}

^{*1} Division of Medical Informatics and Administrative Planning Kumamoto University Hospital ,

^{*2} Department of Medical Information Science Graduate School of Medical Sciences Kumamoto University,

^{*3} Center for Medical Education Kansai Medical University

When writing medical records in clinical clerkship, it is necessary to provide guidance and train what is generally important and how to describe accurately in medicine. Medical students who have passed the common achievement examination can do medical practice as clinical training has been decided, and from now on, medical students can be included in the medical team, depending on their abilities. It has become possible to educate medical students sharing the medical practice. We would like to summarize what should be shared between the faculty members in charge of medical education and the faculty members in charge of medical information and medical record audits during clinical training with medical practice.

Keywords: CBT/OSCE, accreditation of medical field education, clinical practice

1. 結論

診療参加型臨床実習での診療録記載は、電子カルテに直接入力をする大学、閲覧のみの大学、学生利用は行っていない大学など各校の事情において取り組んでいる。医学科学生の医行為は共用試験 CBT (computer based testing)/OSCE (objective structured clinical examination)において学生の能力を確認、臨床実習に進むことで許容されている。ただ、医学科学生に電子カルテの入力許可している大学でも、何をどのように記載するか教育がなされずに電子カルテを操作、診療記録を記載する事は問題があるとの指摘もある。そのため診療録の記載においては、一般的に重要とされる内容を教育、医学的に的確に記載することが行えるように指導することが必要である。また、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立(衆議院 2021 年 4 月 8 日、参議院 2021 年 5 月 21 日)し、共用試験に合格した医学科学生が臨床実習として医業を行うことができることの明確化(2023 年 4 月 1 日施行)、共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件(2025 年 4 月 1 日施行)とすることが決定された¹⁾。今後は医学科学生を医療チームの一員として、その能力に応じて医業の分担を行わせつつ、医学科学生への教育を行うことが可能となったわけであり、診療録記載のコンテンツ教育は以前にも増して重要となって来ている。以上を踏まえ、診療参加型臨床実習の際の医学教育担当教職員と、医療情報担当ならびに診療録監査担当の教職員間で共通認識とすべきことをまとめることが出来ればと考えている。

2. 診療録記載の基本事項

診療録記載についてまず押さえておくべきことは何かと聞かれれば、診療録は法的根拠において記載が求められてお

り、また記載項目も定められているということである。医師法第 24 条第 1 項には、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」とあり、医師法施行規則第 23 条第 1 項には、記載事項として「第 1 号 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、第 2 号 病名及び主要症状、第 3 号 治療方法(処方及び処置)、第 4 号 診療の年月日」と記載されている。また、保険医療機関及び保険医療養担当規則では、第 22 条に、保険医は、患者の診療を行った場合には、遅滞なく、様式第 1 号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。」と規定されている。この他、診療録記載には、1) 複数医師間での情報共有、2) チーム医療を実現する情報共有のため、3) 個人情報保護と患者との情報共有のため、4) 説明責任を果たすため、5) 医療安全確保と病院管理の資料のため、6) 保険診療での保険請求根拠のため、7) 法的正当性証明のため、8) 臨床研究・教育の資料のため、の目的があり、複数職種、患者個人が間違いのないように理解できる記載とすべきものとなっている。

このように診療録は記載を行う医師、医療従事者のメモであって良いはずがなく、患者の状態を正確に記し、加えて医学的判断、必要な処置等についてその時点で考え得る最善のものが記載されなければならない。加えて、日本の医療は皆保険制度の中での提供が前提であるので、間違いのない保険診療を行い、そして規則に則った保険請求がなされる必要がある。医学科学生には以上のことを講義または臨床実習において修得してもらう必要があると考えられる。

従って、コンテンツの教育では、診療録記載の意味、重要性の理解が深まる講義が求められ、医学的に正確で理解可能な記載の方法、保険診療において必要な事項の

	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2025 R7
電子カルテ	1999電子保存3原則 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン H17第1 H19第2 H20第3 H21第4 H27第4.2 H28第4.3 H29第5 R3第5.1						
医療法改正	H10第3 IC法制化	H13第4 臨床研修義務化	H19第5 入退院時治療 計画等文書	H26第6 地域連携 推進法人制度	H27第7 医療事故調査制度	R3第8 働き方改革	
卒後臨床研修	H16義務化						
医師働き方改革	R6実施						
医学教育 コアカリキュラム	H13年版 H19年版 H22年版 H28年版						
共用試験CBT/OSCT	H17年正式実施 R5公的化						
医学教育分野別認証	2010ECFMG通知 2015JACME設立 2024に延期 2016WFME認証						